人事委員会年報

令和元年度

兵庫県人事委員会

目 次

I 組	織及び運営	1
1	人事委員会	1
(1	.) 人事委員会の設置	1
(2	2) 人事委員会の権限	1
(3	8) 人事委員会の構成	1
(4	.) 人事委員会の運営	2
(5	i) 規則、告示等の制定、改廃の状況	9
(6	i) 条例・規則の制定に伴う意見等	10
2	事務局	12
(1) 組織	12
(2	2) 職員の定数・現員	12
(3	的 分掌事務	12
Ⅱ事	三業の概要	13
1	職員の任用	13
(1) 任用制度の概説	13
(2	, ,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(3	8) 広報等の取組	20
2	職員の給与	22
(1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(3	説 職員の給与等に関する報告及び勧告	25
(4	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
*	・職員の給与等に関する報告及び勧告の概要(令和元年)	26
3	職員の利益保護	30
(1	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
(2	ご 不利益処分に関する審査請求	30
(3		
(4) 分限処分及び懲戒処分の状況	33
4	職員団体	
(1		
`	と) 管理職員等の範囲	
5	労働基準監督機関の職権行使	
(1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(2	労働基準法等に基づく職権行使	
	退職管理	
7	退職手当の支給制限等に係る意見照会	40

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例(昭和26年条例第23号)により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである(法第8条第1項)。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置 を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され(法第9条の2第1項)、委員は議会の同意を得て知事が選任する(法第9条の2第2項)。

委員の任期は4年(法第9条の2第10項)で、委員は次のとおりである。

職名	氏 名	常勤・ 非常勤	任 期	現職	略歴
委員長	松 田 直 人 (まつだ なおと)	常勤	平成31年4月1日から 令和4年6月30日まで	_	・教育次長 ・阪神南県民センター長 ・会計管理者
委員 (委員長職 務代理者)	鈴 木 尉 久 (すずき やすひさ)	非常勤	平成29年10月13日から 令和3年10月12日まで	間瀬·鈴木法律 事務所(弁護士)	・兵庫県弁護士会会長(H25) ・建設工事紛争審査会会長 ・県民生活審議会委員
委員	長 尾 真 (ながお まこと)	非常勤	令和元年10月12日から 令和5年10月11日まで	神姫バス株式会社代表取締役社長	・(公社)兵庫県バス協会会長 ・姫路経営者協会理事

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する(法第10条)。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する(法第11条)。

人事委員会の令和元年度の会議は26回、議案等の内訳は議案115件、協議事項2件、報告事項67件、計184件、その内容は次のとおりである。

回数	年月日	内谷は次のとわりである。 議案等		
1605	H31. 4. 1	〔議 案〕		
		1 委員長選挙の件		
		2 委員長職務代理者指定の件		
		3 議事録の承認を求める件		
1606	H31. 4. 9	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		一超過勤務に関する規則の一部を改正する規則制定の件ー		
		3 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		-人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則制定の件-		
		4 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		一人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件ー		
		5 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		- 人事委員会事務局文書管理規則の一部を改正する規則制定の件-		
		6 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		一人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令制定の件ー		
		7 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		ー人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令制定の件-		
		8 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		- 人事委員会公印規程の一部を改正する訓令制定の件-		
		9 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		- 平成9年人事委員会告示第1号(口頭により開示請求をすることができる個人情		
		報の指定)の一部を改正する告示の件ー		
		10 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		一職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改		
		正する規則制定の件ー		
		11 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		一職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件ー		
		12 審査請求の受理及び審査長の指名の件		
		〔報告事項〕		
		1 人事委員会年報(平成30年度)		
		2 採用説明会の実施結果等(平成30年度)		
		3 兵庫県警察官採用試験の実施結果(平成30年度)		
		4 人事異動(平成 31 年度)		
		5 任命権者が行った処分		

1607	H31. 4.18	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 職員団体の登録の件		
		3 職種別民間給与実態調査(平成31年(令和元年))要綱決定の件		
		4 職員給与実態調査(平成31年(令和元年))要綱決定の件		
		〔報告事項〕		
		1 職員採用試験の実施結果(平成30年度)		
		2 職員(看護師等)採用候補者選考試験(平成31年(令和元年)度)の実施予定(募		
		集人員)		
		3 民間給与実態調査等に関わる要請書等		
1608	R1. 5.10	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 職員採用試験(令和元年度)に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件		
		3 職員行政A (大卒程度)・資格免許職採用試験(令和元年度) 実施要綱決定の件		
		4 獣医師採用選考試験(令和元年度)実施要綱決定の件		
		5 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定の同意の件		
		「報告事項」		
		1 任命権者が行った処分		
1,000	D1 5 15	2 県民の信頼の確保と厳正な規律の保持 (議 案)		
1609	R1. 5.17	[議 案] 1 議事録の承認を求める件		
		2 職員採用選考試験(令和元年度第1回)実施要綱決定の件		
1610	R1. 6.20	[議案]		
1010	K1. 0.20	1 議事録の承認を求める件		
		2 審査請求の裁決の件(平成30年(不)第1号事案)		
		3 職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に		
		関する条例第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の		
		一部を改正する規則制定の件		
		4 採用選考の件		
		5 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則制定の件		
		6 職員行政B(高卒程度)採用試験(令和元年度)実施要綱決定の件		
		〔報告事項〕		
		1 職員行政Bガイダンス(令和元年度)の実施		
		2 任命権者が行った処分		
1611	R1. 6.27	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 職員団体の登録の件		
		3 職員行政A (大卒程度) 採用試験筆記試験合格者決定の件		

1612	R1. 7. 3	〔議 案〕		
1012	1111	1 議事録の承認を求める件		
		2 採用選考の件		
		3 職員資格免許職採用試験筆記試験合格者決定の件		
		4 獣医師採用選考試験合格者決定の件		
		[報告事項]		
		1 職員採用選考試験(第1回)筆記試験の申込状況		
		2 職員(看護師等)採用候補者選考試験(第1回)の実施状況		
		3 兵庫県人事委員会勧告に向けた申し入れ		
		4 任命権者が行った処分		
1613	R1. 7.30	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 専決処分をしたものにつき承認を求める件		
		一採用選考の件ー		
		3 採用選考の件		
		4 職員行政A (大卒程度) 採用試験1次面接試験合格者決定の件		
		5 職員採用選考試験(第1回)筆記試験合格者決定の件		
		6 職員採用選考試験(第1回)合格者(職業訓練指導員(電気・制御系)等)決定の件		
		〔報告事項〕		
		1 任命権者が行った処分		
1614	R1. 8. 5	[議 案]		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 再審請求の裁決の件 (平成30年 (不) 第1号事案)		
		3 職員資格免許職採用試験1次面接試験合格者決定の件		
		4 障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件		
		[協議事項]		
		1 審査請求(平成31年(不)第1号事案)の処理方針		
		〔報告事項〕 1 職員行政Bガイダンスの開催結果		
		2 任命権者が行った処分		
1615	R1. 8.29	[議 案]		
1010	111. 0.20	1 議事録の承認を求める件		
		2 採用選考の件		
		3 行政A (大卒程度) 採用試験最終合格者決定の件		
		4 経験者採用試験(令和元年度)実施要綱決定の件		
		〔報告事項〕		
		1 警察官採用試験(第1回)の実施結果		
		2 人事院勧告(令和元年)		
		3 給与勧告等に関する要請書等		
		4 任命権者が行った処分		
		5 職員採用PR動画作成プロポーザルの実施		

1616	R1. 9. 3	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件			
		2 資格免許職採用試験最終合格者決定の件			
		3 採用選考試験(第1回)最終合格者決定の件			
		4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件			
		5 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件			
		〔報告事項〕			
		1 看護師等採用候補者選考試験(第2回)の実施結果			
1617	R1. 9.12	[議 案]			
		1 議事録の承認を求める件			
		[報告事項]			
		1 行政B(高卒程度)採用試験の申込状況			
		2 会計年度任用職員制度の導入			
		3 職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果			
		4 兵庫県人事委員会勧告に対する申し入れ			
		5 秋の定期人事異動(警察本部)			
		6 任命権者が行った処分			
1618	R1. 9.27	「議案」 1 業事はの承認ながある(#			
		1 議事録の承認を求める件			
		2 専決処分をしたものにつき承認を求める件			
		一職員に関する条例の制定に伴う意見の件ー			
		(1) 会計年度任用職員の給与等に関する条例			
		(2) 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 〔協議事項〕			
		1 職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い			
		[報告事項]			
		1 任命権者が行った処分			
1619	R1. 10. 10	[議 案]			
		1 議事録の承認を求める件			
		2 職員の給与等に関する報告及び勧告の件			
		〔報告事項〕			
		1 職員勤務実態調査(令和元年度)の実施			
		2 経験者採用試験の申込状況			
		3 障害のある人を対象とする職員採用選考試験の申込状況			
		4 行政B (高卒程度) 採用試験の実施状況			
1620	R1. 10. 17	〔議 案〕			
		1 議事録の承認を求める件			
		2 委員長職務代理者指定の件			
		3 行政B (高卒程度) 採用試験筆記試験合格者決定の件			
		4 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件			
		〔報告事項〕			
		1 経験者採用試験筆記試験の実施状況			
		2 兵庫県職員ガイダンスの開催			
		3 地方公務員の給与改定等に関する取扱い			

1621	R1. 11. 11	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 行政B (高卒程度) 採用試験最終合格者決定の件		
		3 経験者採用試験筆記試験合格者決定の件		
		4 障害のある人を対象とする採用選考試験筆記試験合格者決定の件		
		5 会計年度任用職員制度導入に伴う規則制定の件		
		(1) 会計年度任用職員の給与等に関する規則		
		(2) 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則		
		6 会計年度任用職員制度導入に伴う規程制定の件		
		(1) 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程		
		(2) 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程		
		〔報告事項〕		
		1 都道府県人事委員会勧告の状況		
		2 任命権者が行った処分		
1622	R1. 11. 27	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第1項に基づく兵庫県教育委		
		員会からの意見照会の件		
		3 審査請求の受理及び審査長の指名の件		
		4 障害のある人を対象とする採用選考試験最終合格者決定の件		
		5 就職氷河期世代を対象とする職員採用試験(社会人経験者)実施要綱決定の件		
		〔報告事項〕		
		1 看護師等採用候補者選考試験(第3回)の実施結果		
		2 看護師等採用候補者選考試験(令和2年度)の実施予定		
		3 任命権者が行った処分		
1623	R1. 12. 5	〔議 案〕		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 採用選考試験(第2回)実施要綱決定の件		
		3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件		
		〔報告事項〕 		
		1 職員ガイダンスの開催結果		
1624	R1. 12. 19	「議案」		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 採用選考の件		
		3 経験者採用試験最終合格者決定の件		
		4 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件		
		5 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程制定の件		
		6 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定の同意の		
		件 〔報告事項〕		
		【報音事項】 1 社会人経験者採用試験の申込状況		
		2 警察官採用試験(第2回)の実施結果		
		3 任命権者が行った処分		

		(34 /4)		
1625	R2. 1. 9	(議 案)		
		1 議事録の承認を求める件		
		2 審査請求の受理及び審査長の指名の件		
		〔報告事項〕 1 職員勤務実態調査の書面調査の結果		
		2 選考試験(第2回)の申込状況		
		3 人事行政の運営等の状況		
		4 高齢層職員に係る給与面の改善		
		5 任命権者が行った処分		
1626	R2. 1.29			
		1 議事録の承認を求める件		
		2 採用選考試験(第2回)最終合格者決定の件		
		3 社会人経験者採用試験筆記試験合格者決定の件 〔報告事項〕		
		「戦ロ事項」 1 警察官採用試験(令和2年度)の実施		
		2 女性向け職員ガイダンスの実施		
		3 任命権者が行った処分		
1627	R2. 2.19	[議 案]		
101	1.2. 2. 1.	1 議事録の承認を求める件		
		 2 職員の給与等に関する条例及び公立学校教職員等の給与に関する条例の一部を改		
		正する条例の制定に伴う意見の件		
		正する条例の制定に伴う意見の件 〔報告事項〕		
		1 看護師等採用候補者選考試験の結果		
		2 公務労協地方公務員部会等から全人連への要請		
		3 職員採用PR動画の公開		
1628	R2. 2.27	[議 案]		
1020	1.2. 2.21	1 議事録の承認を求める件		
		2 採用選考の件		
		3 任期付職員の採用承認の件		
		4 社会人経験者採用試験最終合格者決定の件		
		5 職員採用試験等実施日程(令和2年度)決定の件		
		〔報告事項〕		
		1 職員勤務実態調査(実地調査)の結果		
1.000	PO 0 10	2 任命権者が行った処分		
1629	R2. 3.19	(議 案)		
		1 議事録の承認を求める件 2 審査請求の裁決の件(平成31年(不)第1号事案)		
		3 事務局職員の任免の件		
		4 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件		
		5 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件		
		6 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則制定の件		
		7 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則制定について		
		の同意の件		
		〔報告事項〕		
		1 定期人事異動(令和2年春)〈警察〉		
		2 兵庫県人事委員会勧告に対する申し入れ		
		3 任命権者が行った処分		

1630	R2. 3.31		
		1 議事録の承認を求める件	
		2 情報公開・個人情報保護審議会への諮問の件	
		3 人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件	
		4 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則制定の件	
		5 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令制定の件	
		6 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令制定の件	
		7 平成9年告示第1号(口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定)	
		の一部改正の件	
		8 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件	
		9 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の	
		一部を改正する規程制定の件	
		〔報告事項〕	
		1 人事異動(令和2年度)	
		2 任命権者が行った処分	
		3 職員採用PR動画、行政A採用試験ポスター	

(5) 規則、告示等の制定、改廃の状況

人事委員会が令和元年度中に制定し、又は改廃した規則、告示及び訓令は次のとおりである。

ア規則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概要
(令和元年)			
第1号	R1. 6. 28	公益的法人等への職員の派遣等に関	
		する規則の一部を改正する規則	定の団体がある旨報告があったこと等
tota - D			に伴い、団体の追加等をしたもの
第2号	R1. 6. 28	職員の退職手当に関する条例第15条	
		の7第2項及び公立学校職員等の退	
		職手当に関する条例第13条の7第2 項の規定による意見陳述の機会の付	に改めたもの
		与に関する規則の一部を改正する規	
		判	
第3号	R1. 9. 4	職員の勤務時間、休暇等に関する規則	時代や社会の価値観のもとで変化する
		の一部を改正する規則	多種多様なボランティア活動を特別休
			暇の対象としたもの
第4号	R1. 11. 1	職員の給与に関する規則の一部を改	超過勤務手当及び夜勤手当の算定基礎
		正する規則	となる勤務時間1時間当たりの給与額
			の算定に寒冷地手当を加えたもの
第5号	R1. 11. 12	会計年度任用職員の給与等に関する	会計年度任用職員の給与等に関する条
		規則	例の制定に伴い、会計年度任用職員に対
			する給与その他の勤務条件の規定等を
佐の日	D1 11 10		設けたもの
第6号	R1. 11. 12	職員の給与に関する規則等の一部を	会計年度任用職員の給与等に関する条例の制字に伴い、合計年度任用職員に対
		改正する規則	例の制定に伴い、会計年度任用職員に対する育児休業の規定等を設けたもの
第7号	R1. 12. 20	 職員の給与に関する規則等の一部を	職員の給与等に関する条例等の一部を
37 · 3	K1. 12. 20	改正する規則	改正する条例の制定に伴い、獣医師に対
		以上りつ規則	する初任給調整手当、有料駐車場利用に
			係る通勤手当の規定等を設けたもの
(令和2年)		職員の給与に関する規則等の一部を	社会人経験者採用試験の実施に伴い、社
第1号	R2. 3. 23	改正する規則	会人経験者に対する初任給基準の規定
		, — , — , — , — , — , — , — , — , — , —	等を設けたもの
第2号	R2. 3. 23	公益的法人等への職員の派遣等に関	任命権者から、新たに職員を派遣する予
		する規則の一部を改正する規則	定の団体がある旨報告があったこと等
http: C I	D0 0 7:		に伴い、団体の追加等をしたもの
第3号	R2. 3. 31	公立学校教育職員等の給与に関する	行政組織規則の一部改正に伴い、管理職
		規則等の一部を改正する規則	手当の指定の見直し等をしたもの
第4号	R2. 3. 31	人事委員会事務局組織規則の一部を	課の所掌事務の変更する規定の整備を
		改正する規則	行ったもの
第5号	R2. 3. 31	人事委員会事務局公文書管理規則	公文書等の管理に関する条例の制定に
			伴い、人事委員会事務局公文書管理規則
			を定めたもの
第6号	R2. 3. 31	職員の任用に関する規則の一部を改	病院事業に係る行政職の採用選考の権
		正する規則	限の委任に伴い、規定の整備を行ったも
	1		\mathcal{O}

イ 告示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概要
(令和元年)	R1. 9. 4	職員の勤務時間、休暇等に関する実	時代や社会の価値観のもとで変化する
第1号		施規程の一部を改正する規程	多種多様なボランティア活動を特別休
			暇の対象としたもの
第2号	R1. 11. 12	会計年度任用職員の給与等に関する	会計年度任用職員の給与等に関する条
		実施規程	例の制定に伴い、会計年度任用職員に対
			する給与その他の勤務条件の規定等を
			設けたもの
第3号	R1. 11. 12	職員の給与に関する実施規程等の一	会計年度任用職員の給与等に関する条
		部を改正する規程	例の制定に伴い、会計年度任用職員に対
			する育児休業の承認手続の規定等を設
			けたもの
第4号	R1. 12. 20	職員の給与に関する実施規程等の一	職員の給与等に関する条例等の一部を
		部を改正する規程	改正する条例の制定に伴い、有料駐車場
			利用に係る通勤手当の規定等を設けた
			もの
(令和2年)	R2. 3. 31	職員の給与に関する実施規程及び公	行政組織規則の一部改正に伴い、級別職
第1号		立学校教育職員等の給与に関する実	務区分表の改正等を行ったもの
		施規程の一部を改正する規程	
第2号	R2. 3. 31	平成9年告示第1号(口頭により開	社会人経験者採用試験の実施に伴い、同
		示請求をすることができる個人情報	試験を告示に追加する等の規定の整備
		の指定)の一部改正	を行ったもの

ウ訓令

訓令番号	公布年月日	訓令名	概要
(令和2年)	R2. 3. 31	人事委員会決裁規程の一部を改正す	会計年度任用職員制度の導入等に伴い、
第1号		る訓令	所要の整備をしたもの
第2号	R2. 3. 31	人事委員会事務局職員服務規程の一	会計年度任用職員制度の導入等に伴い、
		部を改正する訓令	所要の整備をしたもの
第3号	R2. 3. 31	人事委員会事務局公文書管理規程	公文書等の管理に関する条例の制定に
			伴い、所要の整備をしたもの

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は 人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、令和元年度中に条例案について意見を提 出したものは次のとおりである。

意見提出 年月日	議案番号	件 名	意 見
R1. 9. 26	(令和元年)	会計年度任用職員の給与等に関	地方公務員法等の一部改正による会計年
	第69号議案	する条例(単純労務職員に係る部	度任用職員制度導入の趣旨に沿った内容で
		分を除く。)	あるため、異議はありません。

	第70号議案	職員の給与等に関する条例等の	地方公務員法等の一部改正による会計年
		一部を改正する条例(特別職、企	度任用職員制度導入の趣旨に沿った内容で
		業職員及び病院事業職員に係る	あるため、異議はありません。
		部分を除く。)	
R1. 12. 5	(令和元年)	職員の給与等に関する条例等の	本委員会が行った「職員の給与等に関す
	第124号議案	一部を改正する条例(特別職に係	る報告及び勧告」等を踏まえ、職員団体と
		る部分を除く。)	協議の上、給料表及び諸手当の改定を行う
			ものであり、異議はありません。
R2. 2. 19	(令和2年)	職員の給与等に関する条例及び	県議会において議決のうえ策定された
	第28号議案	公立学校教育職員等の給与に関	「兵庫県行財政運営方針」に基づき、防災
		する条例の一部を改正する条例	監等の給料月額及び期末手当並びに管理職
			手当に係る減額措置を令和2年度に限り継
			続するものであり、異議はありません。
			なお、管理職手当に係る減額措置は、平
			成12年度から相当長期にわたり継続されて
			いますが、これまでの「職員の給与等に関
			する報告及び勧告」でも言及してきたとお
			り、あくまで期間を限定した緊急的・臨時
			的なものとすべきです。職員のモティベー
			ションの維持・向上の観点からも、できる
			限り速やかに解消されるよう改めて要請し
			ます。

イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、令和元年度中に、次のとおり協議を受け、同意する旨回答した。

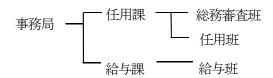
回答年月日	件 名	協議者
R1. 5. 10	警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	公安委員会
R1. 12. 19	公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会
R2. 3. 19	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会

2 事務局

(1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く(法第12条)。 事務局の組織は、次のとおり2課3班である。

(令和2年3月31日現在)



(2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は20人であり、現員は16人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	15人	16人

(3) 分掌事務

(任用課) 人事委員会の会議の運営、勤務条件に関する措置の要求の審査、不利益処分に関する審査請求 の審査、労働基準監督機関の職権行使、事務局の庶務、職員の採用試験などの仕事を行っている。

0)	潘查、労働基	準監督機関の職権行使、事務局の庶務、職員の採用試験などの仕事を行っている。
課名	班名	分 掌 事 務
任用課	総務審査班	1 人事委員会の会議の運営 2 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事 3 事務局職員の研修、福利厚生及び表彰 4 事務局職員の安全及び健康 5 公印の管守 6 文書の収受、発送、編集及び保存 7 予算、決算及び会計 8 物品の管理 9 広報 10 勤務条件に関する措置の要求 11 不利益処分についての審査請求 12 職員の苦情の処理 13 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求 14 職員団体等 15 労働基準監督機関の職権行使 16 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果 17 職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7の規定による事務 18 職員の退職管理 19 他の課の所掌に属しないこと
	任用班	1 職員の採用試験・選考

(給与課) 職員の給与等に関する勧告を実施するなどを行っている。

課名	班名	分 掌 事 務
給与課	給与班	1 給与、勤務時間その他の勤務条件2 給与等に関する報告及び勧告3 旅費の制度4 服務の基準5 厚生福利制度

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない(法第 15条)。

イ 任命の方法

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる(法第17条)。

ウ 採用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用は、競争試験によることが原則であるが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができる(法第17条の2)。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

令和元年度に実施した競争試験は行政A(大卒程度)、資格免許職、行政B(高卒程度)、経験者、 社会人経験者であり、受験者数は、計2,841人(行政A(大卒程度)877人、資格免許職411人、行政 B(高卒程度)226人、経験者429人、社会人経験者898人)となっている。

なお、警察官の巡査の職への採用の試験の権限は任命権者に委任している。

(7) 各競争試験の特徴と傾向(令和元年度)

a 行政A(大卒程度)採用試験

受験者数877人に対し、最終合格者数は256人で、競争率は前年度を0.1ポイント下回る3.4倍となった。

一般事務職では510人が受験し、最終合格者数は106人で、競争率は前年度を0.9ポイント上回る4.8倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の48.0%を6.3ポイント上回る54.3%となった。

b 資格免許職採用試験

受験者数411人に対し、最終合格者数は79人で、競争率は前年度を0.1ポイント上回る5.2倍となった。

c 行政B(高卒程度)採用試験

受験者数226人に対し、最終合格者数は42人で、競争率は前年度を0.5ポイント上回る5.4倍となった。

一般事務職では100人が受験し、最終合格者数は12人で、競争率は前年度を3.4ポイント上回る8.3倍となった。

d 経験者採用試験

受験者数429人に対し、最終合格者数は73人で、競争率は前年度を2.5ポイント下回る5.9倍となった。

一般事務職では308人が受験し、最終合格者数は49人で、競争率は前年度を4.4ポイント下回る6.3倍となった。

e 社会人経験者採用試験

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、希望する就職ができないなど様々な課題に直面している人を対象に今年度初めて採用試験を実施した。

受験者数898人に対し、最終合格者数は13人で、競争率は69.1倍となった。

一般事務職では690人が受験し、最終合格者数は5人で、競争率は138.0倍となった。

(イ) 各競争試験の日程(令和元年度)

区 分	受付期間	筆記 試験日	筆記 試験地	面接 試験日	面接 試験地	最終合格 発表日
行政A(大卒程度) 採用試験	〈インターネット〉 1.5.20~1.6.3 〈郵送〉 1.5.20~1.6.3 〈持参〉 1.5.20~1.6.5	1. 6. 23	神戸市東京都	1.7.8 ~1.8.22 のうち指定す る2日	神戸市	1. 8. 30
資格免許職採用試験	〈インターネット〉 1.5.20~1.6.3 〈郵送〉 1.5.20~1.6.3 〈持参〉 1.5.20~1.6.5	1. 6. 23	神戸市東京都	1.7.19 ~1.8.27 のうち指定す る2日	神戸市	1. 9. 6
行政B(高卒程度) 採用試験	〈インターネット〉 1.8.8~1.9.3 〈郵送〉 1.8.8~1.9.3 〈持参〉 1.8.8~1.9.5	1. 9. 29	神戸市豊岡市	1. 10. 28 ~1. 11. 1 のうち指定す る1日	神戸市	1. 11. 13
経験者採用試験	〈インターネット〉 1.9.6~1.9.27 〈郵送〉 1.9.6~1.9.27 〈持参〉 1.9.6~1.10.1	1. 10. 13	神戸市東京都	1.11.23 ~1.12.8 のうち指定す る1日	神戸市	1. 12. 20
社会人経験者 採用試験	〈インターネット〉 1. 12. 3~1. 12. 18	2. 1. 13	神戸市	2. 2. 15 ~2. 2. 16 のうち指定す る1日	神戸市	2. 2. 28

(ウ) 各競争試験の受験資格・試験方法(令和元年度)

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
行政A (大卒程度) 採用試験	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳~27歳 (令和2年4月1日現在) ただし、児童福祉司及び心理判定員 は22歳~34歳 イ 21歳 (令和2年4月1日現在) 以下の者	筆記試験 教養試験(技術系職種を除く。) 択一式45題(一部選択解答制)2時間30分 専門試験
採用試験	イ 21歳(令和2年4月1日現在)以下の者 で、4年制大学等を令和2年3月31日ま	事務系職種 択一式40題(一部選択解答制)2時

	でに卒業又は卒業見込みの者 2 児童福祉司、心理判定員、環境科学 職にあっては、資格取得者(取得見込 者を含む。)に限る。	技術系職種(農学職、総合土木職を除く。) 択一式40題 2時間 農学職、総合土木職 択一式40題 (一部選択解答制) 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 面接試験 口述試験(個別面接①、個別面接②及び集団討論) 適性検査
資格免許職 採用試験	療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、臨 床工学技士は34歳以下(令和2年4月1 日現在) 2 資格取得者(取得見込者を含む。) に限る。	専門試験 択一式・記述式 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 面接試験 口述試験 (個別面接①及び個別面接②) 適性検査
行政B (高卒程度) 採用試験	1 18歳~21歳(令和2年4月1日現在) ただし、定時制・通信制高校在学中の 者(既に高卒以上の学歴を有する者を 除く。)に限り、18歳~30歳の者。 2 次の学歴を有する者は除く。 大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等を ア 卒業した者 イ 在学期間(休学期間を除く。)が 通算して2年を超える者 ウ 第3年次以上に現に在学し又は 在学したことがある者	専門試験 林学職 択一式40題 2時間 農学職、総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 作文試験
経験者採用試験	1 25歳~34歳(令和2年4月1日現在) 【 A区分 30歳~34歳 】 B区分 25歳~29歳 】	筆記試験 職務経歴書 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 面接試験 口述試験 (個別面接①、個別面接②及び集団討論) 適性検査
社会人 経験者 採用試験	1 35歳~45歳(令和2年4月1日現在)	筆記試験 エントリーシート 教養試験(総合土木職を除く)択一式50題 2時間 専門試験(総合土木職)択一式50題 2時間 面接試験 口述試験(個別面接①及び個別面接②) 適性検査

(I) 各競争試験の実施状況(令和元年度)

試験 区分	職種		申込者数		試験	1次面	接試験	最終面 接試験	最終合 格者数	競争率 (A/B)	採用者 数	辞退者 数
				受験者 数:A	合格者 数	受験者 数	合格者 数	受験者 数	: B			
		人	人	<u> </u>			<u></u> 人	人	人	倍	人	人
	一般事務職	84	737	510	408	376	204	187	106	4.8	80	26
	警察事務職	15	62	48	32	32	28	28	19	2. 5	18	1
	教育事務職	24	79	66	55	53	42	41	28	2.4	25	3
	児童福祉司	7	26	21	20	20	18	18	9	2. 3	8	1
行	心理判定員	4	18	14	13	13	10	8	5	2.8	5	0
政	農学職	13	75	52	52	50	28	28	15	3. 5	15	0
A	林学職	4	18	15	15	14	10	9	5	3.0	4	1
大	水産職	3	17	14	14	14	8	8	4	3. 5	4	0
卒	環境科学職	2	20	13	8	7	6	6	3	4.3	2	1
程	総合土木職	22	57	45	44	39	34	30	27	1.7	24	3
度・	建築職	3	19	14	13	12	8	6	4	3. 5	4	0
	機械職	3	5	4	4	3	3	3	2	2.0	2	0
	電気職	3	8	4	3	2	1	1	1	4.0	1	0
	小中学校事務職	24	73	57	42	40	35	34	28	2.0	26	2
	小計	211	1, 214	877	723	675	435	407	256	3.4	218	38
	保健師	10	35	28	28	28	27	23	15	1.9	13	2
	栄養士	5	78	61	21	21	10	10	5	12. 2	4	1
	薬剤師	22	59	47	41	37	35	34	27	1.7	22	5
資	臨床検査技師	8	102	99	34	32	16	14	8	12. 4	7	1
1-67	診療放射線技師	5	70	66	20	20	10	9	5	13. 2	5	0
格	精神保健福祉相談員	3	10	9	8	7	6	6	3	3.0	3	0
免	医療福祉相談員	2	15	10	8	8	6	6	2	5. 0	2	0
=	理学療法士	3	34	30	12	12	6	6	3	10.0	3	0
許一	作業療法士	5	6	6	6	6	5	4	3	2.0	3	0
職	言語聴覚士	1	10	10	6	6	4	4	1	10.0	0	1
	歯科衛生士	1	20	16	6	6	4	4	1	16.0	1	0
	臨床工学技士	6	30	29	25	24	12	11	6	4.8	6	0
	小計	71	469	411	215	207	141	131	79	5. 2	69	10
	一般事務職	10	118	100	48			44	12	8.3	9	3
	警察事務職	7	52	42	28			27	7	6.0	4	3
行 政 B	教育事務職	5	32	28	24			24	6	4.7	5	1
	農学職	2	5	5	5			5	2	2. 5	2	0
(高卒程度)	林学職	1	5	5	4			4	1	5. 0	1	0
程 度	総合土木職	2	15	12	9			6	3	4.0	2	1
	小中学校事務職	9	40	34	34			32	11	3. 1	7	4
	 小計	36	267	226	152			142	42	5. 4	30	12

試験 区分	職 種 採用予 申込者 筆記試験 1次面接試験 定数 数		接試験	最終面 接試験	最終合 格者数	競争率 (A/B)	採用者 数	辞退者 数				
				受験者 数 : A	合格者 数	受験者 数	合格者 数	受験者 数	: B			
	一般事務職A	20	249	183	78			70	26	7.0	25	1
	一般事務職B	15	180	125	60			53	23	5.4	20	3
	警察事務職A	2	18	14	6			5	2	7.0	2	0
	警察事務職B	3	23	21	9			8	3	7.0	3	0
	教育事務職A	2	33	27	6			4	1	27. 0	1	0
	教育事務職B	2	24	18	6			6	3	6.0	2	1
経	農学職A	2	12	7	7			6	2	3, 5	2	0
 ∧	林学職A	1	7	6	6			5	2	3. 0	2	0
験	総合土木職A	3	9	6	6			4	1	6.0	0	1
者	総合土木職B	3	8	6	6			5	4	1.5	4	0
	建築職A	2	4	4	4			3	2	2.0	2	0
	建築職B	1	4	3	3			3	1	3.0	0	1
	機械職A	1	12	7	6			3	1	7. 0	1	0
	機械職B	1	1	1	1			1	1	1.0	1	0
	電気職B	2	4	1	1			1	1	1.0	0	1
	小計	60	588	429	205			177	73	5. 9	65	8
	一般事務職	5	1, 114	690	51			49	5	138.0	5	0
社	警察事務職	1	93	65	10			10	1	65. 0	1	0
社会人経験者	教育事務職	1	167	108	10			10	2	54.0	1	1
験者	総合土木職	3	57	35	26			25	5	7. 0	4	1
	小計	10	1, 431	898	97			94	13	69. 1	11	2
	合計	388	3, 969	2, 841	1, 392			951	463	6.1	393	70

(オ) 警察官採用試験

警察官については、警察本部において県内では3回、県外では中国、四国、九州の7県との共同方式により、採用試験を実施した。

a 警察官採用試験実施状況(県内試験)(令和元年度)

(人)

										() ()
実施日	区分	採用予定	採用予定 申込者数		1次試験	2次試験	最終合格	競争率	採用者数	辞退者数
天旭日	公 刀	者数	中心有数	受験者数	合格者数	受験者数	者数	況 丁竿	沐川有致	叶赵白毅
	男性A	281	1, 360	1, 108	748	656	255	4. 3	152	96
	男性B	205	1, 350	1, 143	767	668	210	5. 4	129	61
	女性A	50	371	288	139	122	54	5. 3	28	20
1. 5. 12	女性B	40	430	376	163	146	58	6. 5	26	21
1. 9. 22	情報処理	4	8	6	6	5	3	2. 0	1	2
2. 1. 19	心理相談	2	0	_	_	-	_	_	_	_
	武道A	8	8	7	6	6	4	1.8	4	0
	武道B	8	2	2	2	2	1	2. 0	1	0
	合計	590	3, 529	2, 930	1,831	1, 605	585	5. 0	341	200

※採用者数及び辞退者数には、令和2年1月19日実施分の人数は含まれていない。

b 警察官採用試験実施状況(県外試験)(令和元年度)

(人)

実施日	区分	採用予定 者数	申込者数	1次試験 受験者数	1 次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数	競争率	採用者数	辞退者数
2. 5. 12	A	20	166	119	31	17	4	29.8	2	2
~	В	20	310	184	36	25	4	46.0	_	-
2. 2. 4	合計	40	476	303	67	42	8	37. 9	2	2

※採用者数及び辞退者数には、令和2年10月採用予定者の人数は含まれていない。

イ 選考による採用

選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を 行っている。

また、医師・歯科医師職1~2級、看護職1~4級の職員、警察官の警部以下の職の採用の選考 の権限は、各任命権者に委任している。

(7) 採用選考実施状況(職級別)

人事交流や選考試験により人事委員会が令和元年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(11) 13	(7) 9	2	2	6	1	4	2	1	0	(18) 40
	(6)	9			(1)						(7)
教育委員会	6	0	0	0	1	11	3	0	0	0	21
警察本部	(2)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	(2)
E 7// 1.414	4		O	Ů		•	V	Ŭ	Ü	Ů	6
病院局	(2)	(1)	(6)	0	1	0	0	0	0	0	(9)
7円70円	2	1	6	U	1	U	U	U	U	U	10
計	(21)	(8)	(6)	9	(1)	19	7	2	1	0	(36)
ĦΤ	25	10	8	2	10	12	1	Δ	1	0	77

※ () 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

b 研究職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
教育委員会	0	(3)	0	0	0	(3)
警察本部	0	(2) 2	0	0	0	(2) 2
計	0	(6) 6	0	0	0	(6) 6

※ () 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

(参考)職員採用選考試験実施状況(令和元年度)

(人)

実施日	職種	採用予定	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
		者数				
1. 6.16	獣医師	12	26	25	11	14
1. 7.6	産業技術職(有機材料系)	1	13	1	1	0
	産業技術職(電子情報系)	1	5	1	1	0
	職業訓練指導員(電気・制御系)	1	2	1	1	0
	警察事務職(情報管理員)	1	3	1	1	0
	理化学職(法医)	1	39	1	1	0
	理化学職(心理)	1	21	1	1	0
	理化学職(物理)	1	7	1	0	1
	航空整備士	1	4	1	1	0
	埋蔵文化財技師	2	23	2	1	1
	研究員(農業・農村計画学)	1	3	1	1	0
	研究員 (古生物学・岩石学)	1	6	1	1	0
	研究員(生態学)	1	40	1	1	0
	学芸員 (城郭史)	1	10	1	1	0
	海技職(知事)	1	2	1	0	1
	海技職(教育委員会)	2	3	2	1	1
	心理判定員	1	4	1	1	0
	医療情報職	3	13	4	4	0
1. 10. 27	障害のある人を対象とする採用選考	10	34	10	7	3
	(一般事務職、警察事務職、教育事					
	務職、小中学校事務職)					
2. 1.11	電気職	1	5	0	0	0
	獣医師	3	2	2	2	0
	作業療法士	3	6	3	3	0
	物理技師	1	2	1	1	0
	学芸員(近世絵画)	1	3	1	1	0
	海技職(知事)	1	1	1	1	0
	合 計	53	277	65	44	21

c 医師·歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	1	0	1
病院局	16	10	26
警察本部	0	0	0
計	17	10	27

d 警察職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	0	0	0	0	0	2	0	6	7	15

(イ) 看護職採用選考試験 (病院局実施)

 (\mathcal{N})

実施日	採用予定数	受験者数	合格者数	競争率	採用者数	辞退者数
1. 6.15, 16		542	233	2. 3	208	25
1. 8. 10	050	214	79	2. 7	69	10
1. 10. 19	350	100	27	3. 7	25	2
2. 1. 18		51	14	3.6	10	4
合計	_	907	353	2.6	312	41

(3) 広報等の取組

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行った。

ア 説明会等の実施

(7) 大学等での試験説明会の開催

京阪神地域や、首都圏、中国・四国地方の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会を実施した。

- a 京阪神地域: 令和元年度は延べ22カ所で開催し、683人が参加した。
- b 京阪神地域以外:令和元年度は延べ11カ所で開催し、120人が参加した。

(イ) 職員ガイダンスの開催

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明を行う採用説明会を実施し、それに加え職種別の業務説明や職場見学、現場見学を行うガイダンスを実施した。

対 象	実施日	参加人数
行政A・資格免許職採用試験受験者対象 (東京開催・県市合同)	31. 4. 10	51人
行政A・資格免許職採用試験受験者対象	1. 11. 25 1. 11. 26 1. 11. 28	351人
臨床検査技師・診療放射線技師受験者対象	1. 5. 19	106人
行政B採用試験受験者対象	1. 8. 1	84人
経験者採用試験受験者対象(東京開催)	1. 9. 21	26人
合計		618人

(ウ) 就職情報提供企業等主催の就職説明会への出展等

就職情報を提供する民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
	神戸市内 4回	
企業主催の就職説明会	大阪市内 5回	475人
	東京都内 2回	
八次日子供於今の説明人	神戸市内 2回	046 1
公務員予備校等での説明会	大阪市内 3回	246人
合計	721人	

(I) 大学1~2年生を対象としたPR活動等

将来の受験者を早期に確保する観点から、大学のキャリアセンター等と連携し、大学の1~2 年生を対象としたキャリアデザイン等の講義に職員が出向き、県職員という職業を紹介し、魅力をPRした。2校で実施し、233人が参加した。

また、県庁という職場を知ってもらうため、職場見学や先輩職員との質疑を行うキャリア講座 を5回開催し、149人が参加した。

(オ) 兵庫県職員リクルーターの派遣

リクルーターとして指定された若手職員が、自身の出身大学で実施される大学説明会に出向き、 兵庫県職員の魅力ややりがいを伝えることにより、県への就職意欲の喚起に努めた。令和元年度 では21人のリクルーターが大学説明会に出向き、596人が参加した。

イ 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や 兵庫県に関する情報提供を行っている。令和元年度は約15.4万件のアクセスがあった。

行政A(大卒程度)、資格免許職、行政B(高卒程度)、経験者採用試験、社会人経験者採用試験及び障害のある人を対象とした採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。令和元年度はこれによる申込者が3,440人で、申込者数全体の86.7%を占めた。

ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。令和元年度は11回の配信を行い、発行部数は約38,500部である。

エ 職員採用PR動画の公開

県職員の仕事の面白さや、県職員として働く魅力ややりがいを伝えることで興味を持ってもらい、 受験者の確保につなげるため、職員採用PR動画を作成・公開した。

大学等での説明会や企業主催の就職セミナー等で使用したほか、「ひょうごチャンネル」(YouTube)等にアップし、広く発信した。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。 本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、平成31年4月1日に在職する職員(技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。)について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は次のとおりである。

ア 調査項目

- (ア) 給料
 - a 年齢及び経験年数
 - b 給与決定上の学歴
 - c 適用給料表及び職務の級、号給
- (化) 諸手当

イ 調査結果の概要

(7) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分	適用	平均	平均経験 年数		学歴別人	員構成比		性別人員 構成比	
給料表	人員(人)	年齢(歳)	(年)	大学卒 (%)	短大卒 (%)	高校卒 (%)	中学卒 (%)	男 (%)	女 (%)
行政職	7, 288	43. 4	21.7	69. 3	6.8	23.8	0. 1	62. 7	37. 3
研究職	189	46. 2	23. 1	100.0	1	1	1	88.4	11.6
医師•歯科医師職	63	37. 2	11. 0	100.0	1	1	1	65. 1	34. 9
看護職	3	47. 3	24. 3	1	100.0	1	1	0	100.0
警察職	11, 436	38. 7	17. 6	52. 3	5. 1	42.6	1	92.6	7. 4
高等学校教育職	7, 617	43. 7	20. 2	96. 3	2. 6	1. 1	1	61.0	39.0
中・小学校教育職	16, 523	40.7	17. 9	95. 1	4. 9	0.0		47. 3	52.7
全給料表	43, 125	41.2	18. 9	79. 6	4. 9	15. 5	0.0	64. 5	35. 5

⁽注) この表に示す人員の他、任期付研究員が2名、一般任期付職員が4名いる。(イ)において同じ。

								(1.4)
	一人当た				内 訳			
給料表	り平均 給与総額	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手 当	その他の 手当
行政職	408, 692	338, 245	9, 832	27, 849	4, 958	15, 261	9, 951	2, 596
研究職	475, 262	392, 892	12, 627	29, 861	6, 990	19, 189	10, 964	2, 739
医師•歯科医師職	794, 503	385, 013	2, 222	68, 813	5, 770	5, 555	42, 846	284, 284
看護職	412, 878	320, 333	14, 334	32, 398	9, 333	16, 613	0	9, 867
警察職	399, 188	328, 603	14, 338	29, 075	4, 615	15, 074	1, 240	6, 243
高等学校教育職	462, 157	(16, 589) 384, 435	9, 167	28, 085	6, 525	11, 526	2, 989	19, 430
中•小学校教育職	424, 354	(13, 585) 361, 294	7, 703	24, 762	6, 052	7, 872	5, 714	10, 957
計	422, 464	(8, 135) 352, 980	10, 094	27, 101	5, 574	11, 724	4, 839	10, 152

(注)() 内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 平成31年4月24日から令和元年6月13日まで
- (イ) 調査対象 平成31年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業 所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された2,159事業所
- (ウ) 対象職種 76職種(行政職相当職種22職種、その他の職種54職種)
- (エ) 調査人員 初任給関係1,448人(行政職に相当する調査実人員1,367人)、初任給関係以外の 調査職種20,467人(行政職に相当する調査実人員18,363人。なお、調査職種該当者(母集団)の 推定数は139,705人であり、行政職に相当するものは113,306人である。)
- (オ) 抽出方法
 - ・事業所 人事院が、(イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、478事業所を無作為に抽出した。
 - ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数であるときは抽 出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(7) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
農業、林業、漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	16
製造業	205
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	55
卸売業、小売業	28
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	18
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	105
計	427

(イ) 職種別給与額等(事務·技術関係職種)

	職種	名		平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A) — (B)
支	店		長	53歳	753, 548円	1,272円	752, 276円
工	場		油	54歳	670, 450円	502円	669, 949円
事	務	部	長	52歳	580, 306円	2, 280円	578,027円
技	術	部	長	53歳	634, 406円	554円	633, 852円
事系	膐 部	次	長	52歳	535, 489円	6, 202円	529, 287円
技術	術 部	次	長	51歳	552, 192円	451円	551,741円
事	務	課	長	49歳	526, 998円	5, 984円	521,014円
技	術	課	長	47歳	568, 182円	14,000円	554, 182円
事務	务課長	長代	理	47歳	499, 560円	42, 979円	456, 581円
技術	け課∄	長代	理	44歳	518, 457円	32, 065円	486, 392円
事	務	係	長	45歳	480, 522円	52, 984円	427, 537円
技	術	係	油	46歳	515, 723円	81,040円	434,682円
事	務	主	任	42歳	404,830円	48, 275円	356, 555円
技	術	主	任	41歳	484, 963円	99, 212円	385, 751円
事	務	係	員	38歳	349, 211円	40,773円	308, 438円
技	術	係	員	38歳	387, 241円	60, 638円	326, 604円

(ウ) 学歴別初任給(事務・技術関係職種)

学歴	初任給月額
大学卒	206, 557円
短大卒	182,627円
高校卒	168, 460円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,948円
配偶者と子1人	18,739円
配偶者と子2人	24,889円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月10日、議会及び知事に、職員の給与等について報告を し、併せて給与の改定等について所要の措置をとられるよう勧告した。

概要は「職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」(26ページ~29ページ)のとおり。

(4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況
	・国の俸給表の改定内容に準じて引上げ	・勧告どおり (0.1%引上げ)
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(30歳台半ばまでの若手職員を2,000円の範囲内	
給料表	で引上げ(初任給:+1,500~1,900円))	
	・平成31年4月1日から実施	
	・年間支給月数の引上げ	・勧告どおり
期末・勤勉手当	(現行4.45月→4.50月)	
	・平成31年4月1日から実施	
	・獣医師を支給対象に追加(支給限度額:35,000円、	・勧告どおり
初任給調整手当	支給期間の上限:15年)	
	・令和2年4月1日から実施	
	・交通機関と交通用具を併用して通勤する職員のう	・勧告どおり
	ち、有料の駐車場を利用する者について、利用料	
通勤手当	金の一部を加算する制度を措置(支給額:利用料	
<u>ლ</u> 新丁コ	金の1/2、上限額:自動車3,000円、バイク1,500	
	円、自転車1,000円)	
	・令和2年4月1日から実施	

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要(令和元年)

《本年のポイント》

月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに6年連続の引上げ

- ① 給与抑制措置前の公民較差〔359円(0.09%)〕を解消するため、初任給及び若年層の給料表の水準を引き上げ
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)を引き上げ(0.05月分)

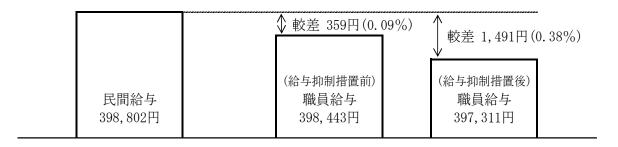
1 公務と民間の給与水準の比較

(1) 公民較差(行政職)

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員給与は民間従業員給与を給与抑制措置前で359円 (0.09%)、給与抑制措置後で1,491円(0.38%)下回っている。

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A) - (B)	備考
200 202	398, 443円	359円(0.09%)	給排體前
398, 802円	397, 311円	1,491円 (0.38%)	給排體後

【公民較差イメージ図】



(2) 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績を比較した結果、職員の支給月数が民間の 支給月数を0.05月分下回っている。

民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A) - (B)	
4. 50月	4. 45月	0.05月	

2 職員の給与の改定等

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差〔359円(0.09%)〕を基本とし、これを解消するための 改定を行うことが適当である。

(1) 給料表

国の俸給表の改定内容に準じて引上げ(平均改定率:0.1%)

・30歳台半ばまでの若手職員を2,000円の範囲内で引上げ(初任給:+1,500~1,900円)

(2) 特別給(期末·勤勉手当)

年間支給月数の引上げ(再任用職員を除く)

・現行4.45月分→4.50月分(勤勉手当:+0.05月)

[一般職員の支給月数]

一般職員	6月期	12月期	計
期末手当	1.300月	1.300月	2.60月
勤勉手当	0.950月	0.950月	1.90月
	(現行 0.925月)	(現行 0.925月)	(現行1.85月)
計	2.250月	2.250月	4. 50月
	(現行 2.225月)	(現行 2.225月)	(現行4. 45月)

(3) 初任給調整手当

獣医師を支給対象に追加(支給限度額:35,000円、支給期間の上限:15年)

(4) 通勤手当

交通機関と交通用具を併用して通勤する職員のうち、有料の駐車場を利用する者について、利 用料金の一部を加算する制度を措置

(支給額:利用料金の1/2、上限額:自動車3,000円、バイク1,500円、自転車1,000円)

(5) 改定の実施時期

平成31年4月1日。ただし、2(3)及び(4)は令和2年4月1日

〔参考〕 職員1人当たりの改定状況

(行政職:平均年齡43.4歳、平均経験年数21.7年)

	月例給与	期末• 勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	392, 541円	4. 45月	6, 486, 000円	26,000円
改定後	392, 916円	4. 50月	6, 512, 000円	(0.40%)

3 人事行政における諸課題

(1) 人材の確保及び育成

ア 職員採用の強化

多様で優秀な人材を確保するため、県が求める人物像「高い志や斬新な発想力を持ち、チャレンジ精神あふれる人材」を明確化するとともに、「地域の課題を解決し、県民を幸せにする」という仕事の魅力とやりがいを、民間志望者も含めた幅広い対象者にしっかりと伝えていく必要がある。このため、従来の取組に加え、動画コンテンツを作成し、ホームページ等のインターネットによる広報活動を強化する。

競争倍率が低調な職種は、大学訪問、現場説明会の開催等、職種ごとの対策を講じる。合格後の辞退を防止するため、採用前説明会や県政情報の配信など定期的なコンタクトの強化を図る。

障害者が能力を発揮できる具体的な職域、職種、業務等を把握して用意するとともに、障害の特性に配慮した必要な措置を講じる必要がある。

イ 中長期視点に立った人材の育成

人材確保及び育成については、行財政構造改革が終了したことを踏まえ、新しい時代の県政 を担う人材を育成するため、一層の充実が求められる。

人材育成の基本理念、具体的な人材育成施策を取りまとめた新たな人材育成基本方針を策定する必要がある。

ウ 女性の活躍推進

引き続き、目標の達成に向け、女性職員の職域拡大、ライフステージに応じた研修の充実やロールモデルの情報共有等、具体的取組を進めていく必要がある。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

(7) 超過勤務の縮減

超過勤務時間の上限を超える職員のいる職場においては要因分析を十分に行い、解決手段を講じることが必要である。

県庁組織全体として、ICT技術を活用した事務改善、政策形成プロセスの効率化や適正な職員配置を進めることも重要である。

(イ) 教職員の多忙化対策

教員については、長時間勤務が常態化しており、その改善は喫緊の課題である。

労働安全衛生法の改正により、校長や教育委員会に求められる勤務時間管理の責務が明確 化されたことを踏まえ、教職員の勤務時間の把握を徹底するとともに、文部科学省における 学校の働き方改革の動向を注視しつつ、勤務時間の上限に関する方針等の具体化を図り、勤 務時間の適正化の取組を進めていく必要がある。

(ウ) 休暇の取得促進

年次休暇の取得促進については、年次休暇の取得が低調な職員に対する働きかけの強化が 必要である。

また、本年度からゴールデン・スポーツイヤーズを迎えることから、職員が積極的にスポーツに親しむことができるよう、休暇等の充実が求められる。

イ 仕事と家庭の両立支援

職員のワーク・ライフ・バランスの実現が図られるよう、両立支援のための様々な制度の定着や取得促進に向けた職場環境づくりを進めていく必要がある。

特に取得率が低い男性職員の育児参加支援制度については、より一層の取得促進が求められる。

ウ 職員の健康管理

生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見・早期治療につなげるよう、若年者に対する 定期健康診断項目の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立ができるよう、相談体制の充 実、休暇制度の周知や取得促進に取り組む必要がある。

エ ハラスメント対策

ハラスメント対策が法改正により強化されたことを踏まえ、取組を徹底する必要がある。

(3) 高齢期の雇用及び臨時・非常勤職員の任用等

ア 高齢期の雇用

引き続き、定年延長に係る国の動向を注視するとともに、60歳を超える職員の勤務形態の在り方について必要な検討を行う。

職員の希望にも配慮した配置等、再任用職員の士気を維持し、持てる力を最大限発揮して活躍できるよう取り組む必要がある。

イ 臨時・非常勤職員の任用等

会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入を図るとともに、職務の内容や責任を適切に設定し、職員の能力を十分に引き出す必要がある。

(4) 公務員倫理の徹底

不祥事が依然として発生し、特に教員によるわいせつ行為等は増加傾向にあることから、一人 ひとりの職員が認識を新たにし、自らの行動を厳しく律するとともに、改めて再発防止と公務員 倫理の徹底を図らなければならない。

4 おわりに

勧告制度の意義や役割に理解を示され、職員の士気高揚、各自の持つ能力を十分に発揮できる職場環境の整備、中長期的な視点に立った人材の育成などに配慮いただき、今回の報告及び勧告について、適切に対応されるよう要請する。

本年度行われている管理職手当の減額は、「行財政の運営に関する条例」及び「兵庫県行財政運営方針」に基づくものであるが、本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されており、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。当該措置については、職員のモティベーションの維持・向上の観点からも、できる限り速やかに解消されるよう要請する。

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和39年人事委員会規則第15号)に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行う。

イ 処理状況 (令和元年度)

令和元年度における措置要求の係属及び処理状況は次のとおりである。

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					
	平成30年度末	令和元年度		令和元年度末	
区分	(H31. 3. 31)	立口 市 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	♦ ₽ ♦ ₽ १ ₽ * ₽	(R2. 3. 31)	
	係属件数	新規要求件数	終結件数	係属件数	
給 与	0	0	0	0	
勤務時間	0	0	0	0	
休 暇	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	

ウ 終結事案の概要(令和元年度)

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求

ア 制度の概要

不利益処分についての審査請求制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、審査請求を行うことができる。

人事委員会は、審査請求のあった事案について、審査請求審査規則(平成10年人事委員会規則第7号)に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行う。

イ 令和元年度の処理状況

令和元年度における審査請求の係属及び処理状況は次のとおりであり、前年度からの継続が3件、 新規請求が2件で、うち2件は終了したが、3件が令和2年度へ繰越しとなった。

			平成30年度末	令和方	元年度	令和元年度末	令和元年度
区分			(H31. 3. 31)	請求件数	終結件数	(R2. 3. 31)	口頭審理
			係属件数	明水 十数	於和什数	係属件数	開催回数
分	免	職					
限	休	職					
処	降	任					
分	降	給					
懲	免	職	2		2		3
戒	停	職	1	1		2	1
処	減	給					
分	戒	告		1		1	
その他		他					
	計		3	2	2	3	4

ウ 終結事案の概要(令和元年度)

平成30年(不)第1号事案

1 /3/20	中(月) 別1万事余
請求年月日	平成30年12月5日
請求の概要	県立学校の教諭であった請求人が、自校女子生徒にわいせつな行為を行ったことに対し
	て、懲戒免職処分を行ったところ、請求人は、行っていないことまで管理職の事情聴取等
	の際に認めさせられたもので、本件処分は不当であるとして、取消しを求めたもの。
終結年月日	令和元年6月20日
結 果	処分承認
判断の概要	1 請求人への事情聴取や顛末書の作成は、外部的な物理的心理的圧迫にさらされていた
	というような事情はうかがわれず、請求人の自由意思により行われたものであり、指示
	や強制等があったとは認められない
	2 本件では、処分事由の存否を判断するにあたり、客観的な証拠は乏しく、女子生徒及
	び請求人の供述から事実認定をするほかない。女子生徒及び保護者の陳述書の供述内容
	は抽象的であり、事情聴取においても、自ら具体的な供述は行っておらず、女子生徒の
	陳述書や事情聴取の各供述が、請求人の顛末書や事情聴取の各供述より高い信用性を有
	するとは言い難い
	3 請求人の事情聴取、顛末書、自校女子生徒の陳述書、事情聴取等から総合的に判断す
	ると、処分者が主張する非違行為の一部の事実は認定し難いが、女子生徒に対し、体育
	館において、複数回にわたって、わいせつな行為を行ったこと、請求人の自家用車内で
	わいせつな行為を行ったこと、修学旅行に際し、女子生徒との身体的接触を行ったこと
	などの非違行為の事実は認定することができる
	4 請求人のこれらの行為は、教師として、心身とも未発達な生徒を保護し、生徒の性的
	に健全な発達育成を図る義務に違反するわいせつな行為であり、安心して子供を学校に
	通わせたいという親の期待や学校への信頼を根本から覆し、生徒及び親と教員の信頼関
	係を著しく損なう重大な信用失墜行為であることから、懲戒免職処分は妥当である

平成30年(不)第1号事案(再審)

請求年月日	令和元年7月25日		
請求の概要	平成30年(不)第1号事案の裁決に対して、裁決に影響を及ぼすと認められる証拠が新		
	たに発見されたとして、当該事案を改めて審査するよう求めたもの。		
終結年月日	令和元年8月5日		
結 果	却下		
判断の概要	新たに提出された証拠は、記述内容が不明瞭で、一義的に理解することができない。		
	本件高校の管理職による事情聴取記録や卒業生の保護者の文書についても、裁決で認定		
	された非違行為の事実と明らかに矛盾し、その存在を否定するものではないことから、審		
	査請求審査規則第44条第1項第2号に規定する事由には該当しない		

平成31年(不)第1号事案

請求の概要 市立小学校の教頭であった請求人が、会計事務を務める任意団体等に支 一部約79万円を、領収書を偽造するなどしてプールし、異動先の学校に指 に持ち帰ったに対して、懲戒免職処分を行ったところ、請求人は、動機を ではなく、被害弁償していることなどから、本件処分は不当であるとして た。 終結年月日 令和2年3月19日	等ち出し及び自宅 る私利私欲のため
に持ち帰ったに対して、懲戒免職処分を行ったところ、請求人は、動機もではなく、被害弁償していることなどから、本件処分は不当であるとしてた。	利利私欲のため
ではなく、被害弁償していることなどから、本件処分は不当であるとしてた。	
た。	て、取消しを求め
終結年月日 令和2年3月19日	
結 果 処分承認	
判断の概要 1 請求人は、事実上単独で会計事務を行っていたことを利用し、領収割	書を偽造等して、
金員合計197万円のうち、約40%にあたる約79万円をプールして自ら野	記金で保管し、公
金としての公的なコントロールに服さない状態を作出した行為が横領に	こ該当する
2 突発的に予算が必要となる事態には、公費で対応できるものは、ます	
てられた予算の中で、必要経費の縮減など工夫を行いながら対応し、そ	
は市教委の関係課に必要性を説明し、新たな予算の確保を図るべきであ	
できないものは、相手方に丁寧に説明し、理解を得るべきであり、安場	別に領収書を偽造
し、プールした金員で対応することは容認されない	V > 116 (>
3 本件の不起訴処分理由告知書には、不起訴処分の理由として「起訴派	
ており、本件非違行為が刑法上の業務上横領罪に該当するとの判断を検	
とは明らかであり、横領に該当しないという請求人の主張は失当である	
4 被害の弁償は、行うことが当然であり、むしろ弁償をしなかった場合 する責任・非難が一層重大になるという関係にあるのであって、処分者	
9 つ貝仕・非無が一層里人になるといり関係にあるのであって、処分を ことさらに重視して酌量すべきものとは解されない	11201162118
5 本件非違行為は、学校運営を校長とともに統括する立場の教頭が行っ	たもので 児音
保護者、地域や社会に与える影響は大きく、教職員全体の信用を傷つに	- ,,,
全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為であることから、請求人の	
懲戒免職処分は妥当である	× 13,13(=> 13 O C(
6 任意団体の事業に係る会計事務を教職員が行っており、当該事務に関	引して本件非違行
為が現実に発生しているのであるから、校務以外の会計事務に対しても	5、市教委として
不祥事が発生するリスクを十分に認識した上で、内部監査など責任体制	別の明確化等を図
る必要がある	

(3) 職員の苦情の処理

ア 制度の概要

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、 これを受けて人事委員会は、申出等を行った者に対し、助言等を行うほか、申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

イ 令和元年度の処理状況

令和元年度の苦情相談は次のとおりである。

			相談	内 容		
相談件数	任用	給与	勤務条件·服 務	執務環境	パワハラ ・ セ クハラ等	その他
1 5	1	4	0	4	6	0

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行い、 法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手続及び効果に関す る規則(昭和35年人事委員会規則第16号)第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写し を提出することとなっている。

イ 処理状況 (令和元年度)

令和元年度に人事委員会に報告のあった処分は次のとおりであり、分限処分2件、懲戒処分69件であった。

		知	事	教育多	教育委員会		警察本部長		+
		30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
	免 職	0	0	0	0	1	0	1	0
分四	休 職	0	0	0	1	0	0	0	1
限処	降 任	0	1	0	0	0	0	0	1
分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0
),j	計	0	1	0	1	1	0	1	2
懲	免 職	0	1	10	8	1	1	11	10
形成	停 職	1	0	7	9	3	4	11	13
処	減 給	0	1	13	23	1	4	14	28
分	戒 告	1	2	8	16	0	0	9	18
<i>)</i>	計	2	4	38	56	5	9	45	69
É	計	2	5	38	57	6	9	46	71

ウ 処分の内訳(令和元年度)

		知事		教育委員会		警察本部長		計	
		30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
	飲酒運転	0	0	1	0	0	0	1	0
処	体 罰	0	0	7	12	0	0	7	12
分	わいせつ	0	0	11	11	4	0	15	11
内	セクハラ	1	0	2	6	0	0	3	6
容	その他	1	5	17	28	2	9	20	42
	合計	2	5	38	57	6	9	46	71

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

職員団体が一定の要件に適合していることを人事委員会が確認し、公証する制度である。 登録の要件は、①規約に一定の事項が定められていること(法第53条第2項)、②職員団体の重要な事項が民主的な手続で決定されていること(法第53条第3項)、③職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみで組織されていること(法第53条第4項)である。

登録の効果は次のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、登録職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 任命権者の許可を受けて、登録職員団体の役員として在籍専従することができること。
- ③ 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

登録職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない(職員団体の登録に関する条例第4条第1項)。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

助具司任友	登録年月日	組織	哉の別	法人格取
職員団体名		連合体	単位団体	得の有無
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4		0	0
兵庫県教職員組合	昭41.10.4	0		0
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4		0	0
兵庫県学校事務労働組合	昭56. 4.23		0	0
兵庫県自立教育労働者組合	昭57. 4.20		0	
兵庫県教職員連盟	昭63. 2.23	0		
加印教職員組合	平 2. 2. 8		0	0
兵庫高等学校教職員組合	平 2. 3.12		0	0
但 馬 教 職 員 組 合	平 2. 3.12		0	0
兵 庫 教 職 員 組 合	平 2. 3.12	0		0
丹 有 教 職 員 組 合	平 2. 5.10		0	
淡 路 教 職 員 組 合	平 2. 7. 2		0	
北播教職員組合	平 2. 7. 2		0	0
全教兵庫教職員組合	平25. 1.16		0	0
揖 龍 教 職 員 組 合	平31. 3. 8		0	0
神崎教職員組合	平31. 3. 8		0	0
赤相教職員組合	平31. 3. 8		0	0
多可町・西脇市教職員組合	平31. 3. 8		0	0
加東小野教職員組合	平31. 4.18		0	0
東播教職員組合	令 1. 6.27		0	

イ 登録の状況

令和元年度における登録状況は次のとおりである。

			変更届出内訳				
登録団体数	登録団体数 新規登録申請 変更に 件数		特数	登録事項			
			規約	名称	所在地	役員	
20	2	12	1	0	0	11	

(2) 管理職員等の範囲

職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない(法第52条第3項)。

管理職員等の範囲は、同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年人事委員会規則 第9号)で定めており、令和元年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

	(令和2年3月31日現在)
機関	職
議会事務局	1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 班長(行政職7級の者
	に限る。) 主幹(秘書又は人事労務を担当する者に限る。)
	2 総務課の秘書班長及び総務班長
知事 本庁	1 防災監 技監 理事 会計管理者 部長 知事公室長 国際監
部局	専門職大学準備室長 全国豊かな海づくり大会推進室長 局長
	計画監 出納局長 公館長 住宅参事 監察医務官 企画参事
	課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別
	対策官 こども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門
	員 職員健康相談員 職員相談員 主任技術専門員 (人事労務を
	担当するものに限る。) 副課長 副室長 企画官 班長(行政職
	7級の者に限る。) 主幹(人事労務を担当する者に限る。) 研
	究参事 副隊長
	2 企画県民部企画財政局総務課、農政環境部農政企画局総務課及
	び県土整備部県土企画局総務課の各総務企画班長 健康福祉部社
	会福祉局社会福祉課の総務班長産業労働部政策労働局産業政策
	課の総務班長 会計課の総務・システム班長
	3 秘書課の班長及び主幹
	4 財政課の班長及び主幹
	5 税務課の管理班長
	6 人事課の班長、主幹、主査及び主任
	7 職員課の班長、主幹、主査及び主任(いずれも職員団体に関す
	る事務を担当するものに限る。)
	8 管財課の班長及び主幹(庁舎管理又は車両管理を担当するもの
	に限る。)
	9 水産課の船長
兵庫県民総合相談センター	所長 次長 参事 所長補佐
兵庫陶芸美術館	館長 副館長 参事 所長補佐

県立男女共同参画センター	所長 副所長
県民局・県民センター	局長 センター長 副局長 副センター長 総務企画室長 県民会
	流室長 地域振興室長 地域政策室長 交流渦潮室長 次長 参事
	事務所長 福祉室長 但馬長寿の郷長 消費生活センター長 農業
	改良普及センター所長 土地改良センター所長 土木事務所の室長
	但馬長寿の郷の管理部長 副所長 室長補佐 所長補佐 総務防災
	課長 班長 (人事労務を担当するものに限る。)
東京事務所	所長 次長 副所長
自治研修所	所長 次長 副所長 所長補佐 総務課長
職員健康管理センター	1 所長 参事 室長 所長補佐 健康づくり課長
	2 職員診療所長
職員会館	館長
消費生活総合センター	所長 次長 部長 所長補佐 企画研修課長
広域防災センター	1 センター長 部長 次長 所長補佐 管理課長
	2 消防学校長 副校長
県立健康科学研究所	所長 副研究所長 部長 所長補佐 総務課長
保健所	所長 副所長 所長補佐
こども家庭センター	こども総括監 所長 副所長 所長補佐 総務企画課長 総務課長
女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
県立明石学園	園長 参事 副園長 所長補佐 総務課長
県立総合衛生学院	1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長
	2 看護部長
食肉衛生検査センター	1 所長 副所長 総務課長
	2 食肉衛生検査所長
動物愛護センター	1 所長 副所長 総務課長
	2 動物管理事務所長
	3 支所長 所長補佐
県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長 所長補佐
県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 所長補佐
県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 室長 部次長 所長補佐 総務課長
	2 工業技術支援センターの所長
県立ものづくり大学校	1 校長 部長 企画部次長 総務企画課長
	2 姫路職業能力開発校長 副校長
県立但馬技術大学校	1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長
	2 豊岡職業能力開発校長 副校長
県立神戸高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
県立障害者高等技術専門学院	
兵庫障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
旅券事務所	所長 副所長 所長補佐
県立農林水産技術総合センタ	1 所長 次長 参事 部長 所長補佐 総務課長
—	2 農業大学校の校長、副校長及び統括農業教育専門官
	3 技術センターの所長、部長、部次長、病害虫防除所長、但馬力

	産技術センター所長、内水面漁業センター所長、副所長、船長及
学女但随德从冠	び但馬水産技術センター次長
家畜保健衛生所	所長 副所長 所長補佐 衛生課長
県立森林大学校	校長 副校長 総務課長
森林動物研究センター	所長 次長 部長 副部長 所長補佐 総務課長
県立淡路景観園芸学校	学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課長
教育 事 本庁	1 教育次長 課長 室長 参事 副課長 班長(行政職7級の者
委員 務	に限る。) 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 主
会 局	幹(人事労務を担当するものに限る。)
	2 総務課の総務班長、人事班長、企画広報班長、主査(秘書又は
	人事労務を担当するものに限る。)及び人事班の主任
	3 財務課の財務班長及び学校経理・整備班長
	4 教職員課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任
教育事務所	所長 副所長 所長補佐 総務課長 教育振興課長 主任管理主事
	班長 (人事労務を担当するものに限る。) 管理主事
県立学校	1 校長 副校長 教頭 事務長
	2 分校長
	3 船長
県立特別支援教育センター	所長 副所長 総務課長
県立南但馬自然学校	学長 校長 総務課長
	所長 副所長 総務課長
県立但馬やまびこの郷	
県立教育研修所	所長 部長 総務課長
県立美術館	館長 副館長 次長 西宮分館開館準備室長 館長補佐 総務課長
県立図書館	館長 次長 館長補佐 総務課長
県立歴史博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
県立人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	園長 副園長 所長補佐 総務課長
県立コウノトリの郷公園	
県立考古博物館	館長 副館長 部長 館長補佐 総務課長
選举管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	局長 課長 副課長 班長 主幹 主査
監査委員事務局	局長 次長 課長 副課長 班長 主幹
労働委員会事務局	1 局長 次長 課長 参事 副課長
	2 総務調整課の総務調整班長
収用委員会事務局	局長 班長
瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	
借来 1 知恵郊民レけ 知恵の雄	

- 備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。
 - 2 本庁とは、行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第2章及び兵庫県教育委員会行政組織 規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)第2章に規定する組織をいう。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び船員法(昭和22年法律第100号)が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、人事委員会がこれを行う(法第58条第5項)。

令和2年3月31日現在、県の事業場は351事業場であり、人事委員会の所管が314事業場、労働局・ 労働基準監督署の所管が37事業場となっている。

(令和2年3月31日現在)

所管	号別	部局	事業場名
		知事[15]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 広域防災セクター 県立健康科学研究所
			県立総合衛生学院 県立工業技術セクト 県立ものづくり大学校 県立
			但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力開発
	total and class to		校 県立農林水産技術総合センター 県立森林大学校 森林動物研究センター
	第12号(教育・	W	県立淡路景観園芸学校
	研究)[188]	教委[172]	県立学校(162) 県立特別支援教育センター 県立南但馬自然学校 県立但
			馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴
			史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考
		###====	古博物館
人		警察[1]	警察学校
事		知事[53]	本庁(職員健康管理センターを含む。) 兵庫県民総合相談センター 県立男女
委員			共同参画センター 県民局 (事務所及び但馬消費生活センターを除く。) (7) 県 民センター (事務所を除く。) (3) 但馬長寿の郷 県税事務所(10) 但馬消
会			費生活センター 農林振興事務所(6) 農林水産振興事務所(4) 東京事務
[314]			所 職員会館 消費生活総合センター こども家庭センター(5) 女性家庭センター
[314]	別表第1に該		食肉衛生検査センター動物愛護センター県立身体障害者更生相談所県立
	が政策工に該当しない官公		知的障害者更生相談所。精神保健福祉也分,旅券事務所。家畜保健衛
	署		生所(3)
	[126]	教委[7]	事務局本庁 教育事務所(6)
		警察[58]	本庁機動捜査隊機動パール隊鉄道警察隊運転免許課運転免許
			試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(49)
		その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事
			務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事
			務局(2)
基労	第3号(土木・	知事[15]	土木事務所(13) 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
	建設)[15]		
監局		知事[14]	健康福祉事務所(12) 中央こども家庭センター保護第1課・保護第2課 県
督•	第13号(保健		立明石学園
署労	衛生)[22]	教委[8]	特別支援学校寄宿舎(8)
働	1114-1-7/ [3		
[37]			

- (注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。
 - 2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管
 - 3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として令和元年度に行った許認可及 び届出の状況は次のとおりである。

① 解雇予告除外認定② 時間外労働・休日労働に関する協定届② 宿日直勤務許可④ 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定② 機械等の設置届1件

イ 職員勤務実態調査

労働基準監督機関の権限の行使として、所管する事業場に対し、労働基準法、労働安全衛生法 等の関係法令やこれに関連する任命権者の諸規程の遵守状況を調査し、違反行為を指導するため、 人事委員会所管の全事業場314事業場に書面調査を実施した。

うち8事業場に対して、委員等による実地調査を実施し、直接是正指導を行った。また、違反 事項の多い33事業場に対して、文書で是正指導を行った。

6 退職管理

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の 組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事 務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼する こと(働きかけ)が禁止されている。

元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施し、人事委員会は、 任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

令和元年度の元職員から働きかけを受けた職員からの届出は0件であった。

7 退職手当の支給制限等に係る意見照会

退職手当管理機関(当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関)は、職員の退職手当に関する条例等の規定に基づき、退職した職員又はその遺族に対して、退職後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたときは、退職手当の支給制限、返納等の処分を行うことができ、その場合は、あらかじめ人事委員会の意見を聴くこととなっている。

令和元年度の諮問は1件で、その内容は次のとおりである。

諮問年月日	令和元年11月12日
処分内容	市立学校の臨時講師が16歳であった女子高生に対しわいせつな行為をしたことは、懲戒免職
	処分相当であり、退職手当の全部を支給しない。
答申年月日	令和元年11月27日
意見内容	異議なし